

## 放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和2年度予算 978億円 → 令和3年度予算案 1,092億円（うち、子ども・子育て支援交付金 令和3年度予算案 922億円）

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

運営費の負担の考え方	
国	1/3
1/6	1/3
都道府県	1/6
市町村	1/6
※国(1/6)は事業主拠出金財源	1/3

### 1. 運営費等

- (1) 放課後児童健全育成事業（運営費）  
放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助
- (2) 放課後子ども環境整備事業  
既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助
- (3) 障害児受け入れ強化推進事業等  
障害児を受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

#### (4) 放課後児童支援員の待遇改善

① 18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の待遇改善に必要な経費に対する補助

② 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた待遇改善に必要な経費に対する補助

#### (5) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業（仮称）

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関する業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行なう職員の配置等に必要な経費に対する補助

① 1,443千円

#### (6) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業（仮称）

放課後児童クラブの第三者評価の推進を図るため、当該評価の受審に必要な経費に対する補助

② 300千円

### 2. 研修関係

- (1) 放課後児童支援員認定資格研修  
放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助
- (2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業  
現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

### 3. 施設整備費

#### 放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

<国庫補助率嵩上げ（平成28年度からの継続）>  
公立の場合：（嵩上げ前）国1/3、都道府県1/3、市町村1/3  
→（嵩上げ後）国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

### 4. その他

#### I 子どもの居場所の確保

- (1) 児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保  
待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。
- (2) 小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保  
地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

#### II 育成支援の内容の質の向上

- (1) 放課後児童クラブの質の向上「[若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業]」の中で実施  
利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。
- (2) 放課後児童支援員の人材確保「[保育士・保育所支援センター設置運営事業]」及び「[保育人材等就職・交流支援事業]」の中で実施  
放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

（注）金額は令和3年度予算（案）（（ ）内は令和2年度予算額）

## 1. 運営費等 922億円（812億円）

※補助率：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

### （1）量的拡充

#### ① 放課後児童健全育成事業（運営費）

##### （ア）事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する費用の補助を行う。なお、地方分権一括法による従うべき基準の参酌化に伴い、常時職員1名配置とする等のクラブについて、職員配置に応じた補助基準額を設定する。

##### （イ）補助基準額 ※それぞれ開所日数250日以上、児童数36～45人の場合

（i）設置運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合  
補助基準額：4,672千円（4,577千円）

（ii）放課後児童支援員1名のみの配置とした場合  
補助基準額：3,940千円（3,866千円）

（iii）職員複数配置かつ設置運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合  
補助基準額：4,123千円（4,025千円）

（iv）職員1名配置かつ設置運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合  
補助基準額：3,300千円（3,226千円）

#### 子ども・子育て支援交付金（内閣府所管）：

1,673億円の内数（1,453億円の内数）

### ② 放課後子ども環境整備事業

#### ア 放課後児童クラブ設置促進事業

##### （ア）事業内容

放課後児童クラブ設置促進事業（小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修を行った上で、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業）の補助を行う。

（イ）補助基準額：12,000千円（12,000千円）

## イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の推進

### (ア) 事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

[（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

（イ）補助基準（加算）額：1,000千円（1,000千円）

## ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進

### (ア) 事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費（設備の整備・修繕及び備品の購入）の補助を行う。

[（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

（イ）補助基準額：5,000千円（5,000千円）

## ③ 放課後児童クラブ障害児受入推進事業

### (ア) 事業内容

放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、必要となる専門的知識等を有する職員の配置に要する経費の補助を行う。

（イ）補助基準額：1,956千円（1,900千円）

## ④ 放課後児童クラブ運営支援事業

### ア 貸借料補助

#### (ア) 事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するため必要な賃借料の補助を行う。

[（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

（イ）補助基準額：3,066千円（2,996千円）

### イ 移転関連費用補助

#### (ア) 事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して、受入児童数を増やすことができるよう、その移転に係る経費の補助を行う。

（イ）補助基準額：2,500千円（2,500千円）

### ウ 土地借料補助

#### (ア) 事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

（イ）補助基準額：6,100千円（6,100千円）

（ウ）補助対象：施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、N P O 法人等以外の民間団体等

## ⑤ 放課後児童クラブ送迎支援事業

### (ア) 事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。

（イ）補助基準額：507千円（493千円）

## (2) 質の向上

### ① 放課後児童支援員等処遇改善等事業

#### (ア) 事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育所の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

- (i) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。
- (ii) または、(i)に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置し、うち1名以上を常勤職員とする場合に、当該職員の賃金改善経費を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額：4 (i) 1,678千円 (1,677千円) (ii) 3,158千円 (3,158千円)

### ② 障害児受入強化推進事業

#### (ア) 事業内容

障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児3人以上の受け入れを行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行うとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員（看護師等）の配置等に要する経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額：1,956千円 (1,900千円) ※医療的ケア児がいる場合の支援：4,029千円 (3,847千円)

### ③ 小規模放課後児童クラブ支援事業

#### (ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額：608千円 (591千円)

### ④ 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

#### (ア) 事業内容

放課後児童クラブにおける要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）の対応や関係機関との連携の強化等、保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う職員の配置に必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額：1,294千円 (1,261千円)

### ⑤ 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業（仮称）【新規】

#### (ア) 事業内容

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や子どもが学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額：1,443千円（一 千円）

### ⑥ 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業（仮称）【新規】

#### (ア) 事業内容

放課後児童クラブの育成支援の質の向上を図るために、第三者評価の受審に必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額：300千円（一 千円）

### (3) その他（放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善）

#### ○ 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

##### (ア) 事業内容

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に必要な経費の補助を行う。

- (i) 放課後児童支援員を対象に年額13万1千円（月額約1万円）
  - (ii) 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象に(i)と合わせて年額26万3千円（月額約2万円）
  - (iii) (ii) の条件を満たす経験年数が概ね10年以上の事業所長（マネジメント）的立場にある放課後児童支援員を対象に(ii)と合わせて年額39万4千円（月額約3万円）
- (イ) 補助基準額：  
(i) 131千円（129千円） [1人当たり年額]  
(ii) 263千円（258千円） [1人当たり年額]  
(iii) 394千円（388千円） [1人当たり年額]

※1 支援の単位あたりの基準額は、919千円（904千円）を上限とする。

## 2. 放課後児童クラブ施設整備費 170億円（166億円）

子ども・子育て支援整備交付金（内閣府所管）：  
191億円の内数（186億円の内数）

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。また、待機児童が発生している市区町村等における施設整備費の国庫補助率嵩上げを継続する。

- ① 実施主体：市区町村
- ② 補助対象事業者：市区町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等
- ③ 補助基準額：
  - ア 新・放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 57,318千円（56,304千円）  
〔（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕
  - イ 上記以外の場合：28,659千円（28,152千円）

- ④ 補助率：

〔【公立の場合】国:1/3、都道府県1/3、市区町村1/3  
【民立の場合】国:2/9、都道府県2/9、市区町村2/9、社会福祉法人等1/3〕

注：放課後児童クラブに待機児童が発生している場合等に、補助率の嵩上げを実施（平成28年度～）

〔【公立の場合】国:2/3、都道府県1/6、市区町村1/6  
【民立の場合】国:1/2、都道府県1/8、市区町村1/8、社会福祉法人等1/4〕

### 3. 放課後児童対策の推進 9億円の内数（11億円の内数）

#### 保育対策総合支援事業費補助金：402億円の内数（394億円の内数）

放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るなど、放課後児童対策を推進する。

##### I 子どもの居場所の確保

###### 1. 児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保

- 待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館、公民館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

※実施主体：市区町村 補助基準額（案）：1,042千円（1,021千円）【+21千円】 補助率：1／3

###### 2. 小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保

- 地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

※実施主体：市区町村 補助基準額（案）：1,042千円（1,021千円）【+21千円】 補助率：1／3

##### II 育成支援の内容の質の向上

###### 1. 放課後児童クラブの質の向上【「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施】

- 利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する。

※実施主体：都道府県、市区町村 補助基準額（案）：4,064千円（4,064千円）【±0千円】 補助率：1／2

###### 2. 放課後児童支援員の人材確保【「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施】

- 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、放課後児童支援員として就労を希望する者に対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う。

※実施主体：都道府県、市区町村 補助基準加算額（案）：1,217千円（1,190千円）【+27千円】 補助率：1／2

### 4. 放課後児童支援員等研修関係 43億円の内数（43億円の内数）

#### （1）職員の資質向上・人材確保等研修事業

	放課後児童支援員認定資格研修事業	放課後児童支援員等資質向上研修事業
事業内容	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事等が行う研修（認定資格研修）を実施するために必要となる経費の補助を行う。	平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理—放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ」において、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にしていくことが、事業全体の質の向上を図る上でも必要とされていることから、都道府県等が現任の従事者向けの研修を実施するために必要な経費の補助を行う。
実施主体	都道府県、指定都市、中核市（一部委託可）	都道府県、市町村（特別区を含む。）（委託可）
補助基準額	厚生労働大臣が認めた額	厚生労働大臣が認めた額
補助率	国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2	国1／2、都道府県・市区町村1／2
その他	放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。	放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

#### （2）指導者養成等研修事業

##### ○ 都道府県認定資格研修講師養成研修

###### （ア）事業内容

都道府県知事等が行う研修（認定資格研修）の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するためには必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をブロックに分けて本研修を実施する。

###### （イ）実施主体

国（民間団体に委託して実施）